

平成29年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成29年11月28日（火）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成29年11月28日（火曜日） 午前10時56分～午前11時24分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成	次長兼財政課長：舩谷祐幸
総務課長：福原勝人	総務課主幹：小林孝至
総務課主席主査：池田奈緒子	財政課参事：伊藤公晃
議会事務局長：伊藤義之	議会事務局主幹：進藤稔剛
市民部長：佐川浩資	次長兼市民課長：佐藤和久

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀 江 孝 明

審議案件

- 第 1 議案第 1 4 8 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第 1 4 9 号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第 1 5 0 号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第 1 5 3 号 平成 2 9 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）
 - 第 5 議案第 1 5 4 号 平成 2 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 6 議案第 1 5 5 号 平成 2 9 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
-

午前10時56分

○委員長（金谷道男） みなさん、改めまして、おはようございます。今日から12月定例会ということですので、どうぞみなさんよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、委員各位、及び職員の皆様には、本会議休憩中のところ、お集りいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、正確な議事録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局からあいさつをお願ひいたします。はじめに、今野総務部長。

○総務部長（今野功成） 皆様、おはようございます。

総務民生常任委員会委員の皆様におかれましては、お疲れのところ、ご参集していただきまして、誠にありがとうございます。審査をお願ひいたします前に、公用車の車検切れ運行につきまして、私から、あらためてご報告をさせていただきます。

今月20日の午後5時20分頃、神岡支所市民サービス課において、消防を担当する職員が来年度の予算編成作業のため、今年度の予算執行状況を確認していたところ、車検の取得に係る予算が執行されていないことに気付き、事態が判明したものであります。この公用車は、大仙市消防団神岡支団の広報車として使用されているもので、本年4月29日に車検が満了していたにもかかわらず、5月10日から11月5日までの間、災害対応やパトロールなどのため、11日間、374キロメートルの運行が行われておりました。市では、直ちに大仙警察署に報告するとともに、所有する全ての公用車475台について、緊急の調査、点検を行ったところであります。幸い、他には車検が切れている公用車はございませんでしたが、市民の信頼を損ねる行為をしてしまいましたことをお詫び申し上げます。今後、同様の事態を招かないよう公用車の管理を徹底するため、複数の職員で確認できる年間車両整備計画表の作成や車内の目立つ場所に車検の有効期間満了日を記したシールを張り付けるなどの対策を講じるほか、職員のコンプライアンス徹底に向けた意識強化を図り、再発防止に努めて参ります。この度は、誠に申し訳ございませんでした。

さて、今次定例会の初日におきまして、裁決をお願いするため、本日もご審議をお願いいたします。総務部関連の案件は、給与改定などに係る条例案3件及び一般会計補正予算案の合計4件であります。内容につきましては、この後、担当より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。次に、佐川市民部長、お願いします。

○市民部長（佐川浩資） おはようございます。市民部関係の今次定例会に上程しております案件につきましては、議案第153号一般会計補正予算第9号及び議案第154号国民健康保険事業特別会計補正予算第1号、並びに議案第155号の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の3件となっております。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

お二人の挨拶が終わった後で、少し勝手ですが、ちょっと私、委員長という立場で、ちょっと発言させていただきます。

ただ今の消防車の件、非常にこの後の対応していただけるということで、それはそれで良いんですけども、日常の基本的な業務、非常に職員の方々多忙で、大変だとは思いますが、基本的な仕事の処理の仕方、あるいはチェックの仕方、今一度、それぞれの部局において、新しく入った職員でも、何らかの責任はあるということなので、そこら辺の現場での職員の指導、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件に限らず、時々、えっと思ふような事案が無い訳でもないんで、大事にならないうちに、小さいうちに、そういう仕事のやり方で、目を積んでいただきたい、そんなことをちょっと感じましたので、勝手ですけども、発言させていただきました。

それでは、これより審議に入ります。説明は、簡潔にお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構でございます。

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第148号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。説明に入ります前に、本日同席しております職員を紹介いたします。総務課職員班長の小林主幹でございます。同じく職員班の池田主席主査でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第148号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。資料はNo.1番の議案書で、1ページから19ページまでになります。本案は、人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定が行われることから、これに倣いまして、一般職の給与を改定するものであります。主な改正内容について、であります。まず、平成29年度の給与改定につきましては、2ページから14ページまでに第1条として記載しております。給料を平均0.23%引き上げるほか、12月期の勤勉手当を0.1月分、再任用職員あつては、0.05月分引き上げるものであります。

次に、30年度の改定につきましては、15ページに第2条として記載しておりますが、6月期と12月期の勤勉手当の支給配分の見直しを行うものであります。このほか、所要の経過措置を設け、平成29年度給与改定については、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用、平成30年度給与改定につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了しました。これより質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。本間委員。

○委員（本間輝男） 一般職の給与に関して、反対ありませんけれども、確認の意味で申し上げます。臨時・嘱託の職員もこれに準ずるという解釈でいいですか。

○委員長（金谷道男） 福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 臨時・嘱託につきましては、今回の改定に倣うというようなことはございませんで、それぞれ決まっておりますので、これとはまた別の問題となっております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 私の支所にも、そういう職員が居るわけです。実際的には、ほぼ一般職と同じような仕事をしている中で、こういう流れの中で、一般職の方々はどんどん上がっていく中で、臨時・嘱託という非常に立場としては弱いような方々が、それに準ずる形で、何故上げられないのかということ、強くいつも思っています。そこら辺についての見解、できないとすれば、総務部長でも結構です。

○委員長（金谷道男） 福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） いずれにいたしましても、その給与という待遇につきましては、正職員とそれから臨時職員の待遇というのは、その額が近いかもしれませんが、身分的には、まったく別ものでございますので、そういったことから、こういうことになっております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 制度上はそうであるし、規則とか条例とかは見れば、その通りであるし、答弁としては100%だと思いますけれども、実際的に臨時・嘱託居るしべ、そういうことに対しての配慮というのは、何時の時点で求めていくのか、私は言う立場でないけど、執行権も無いし、そういう人事権も無い中で、言うんだけど、実際的にはやっぱり支所に居る方々、本庁にも居るかもしれませんが、そういうことについて、総務部長、こういうことに対しては検討するなんてことは一回もねがったすか。あくまでも市長権限で臨時・嘱託に関しては、給与云々ということやってきたのかと、ということは、国でも今、臨時・嘱託に関してやっぱりきちっとしなさいというようなことで、いろいろあるしべ。そういう流れの中で、どうなのかなというのが私の思いであったし、そこら辺の今後の捉え方だと思うけれども、今野部長、何かありますか。

○委員長（金谷道男） 今野部長。

○総務部長（今野功成） 本間委員のご指摘の件でございますが、定数内の職員とそれから臨時雇用、嘱託雇用の職員については、委員ご指摘のとおり、給与体系では大きな違いがございます。国においても、現在それぞれ臨時雇用されている職員が、待遇が非常に良くないということでありまして、平成32年度からは、一般職で言いますその期末手当、ボーナスですけども、それを支給するとか、退職手当、失礼しました退職手当は違うそうですが、ボーナス等の支給もして、もう少し給与体系を良くするという指導があるようですので、もちろん私どもも、そういうな方向を目指して参りたいと思いますが、現在の状況においては、その嘱託職員、臨時職員については、勤務の体系もありますし、それから責任の所在、それから実際に扱っている事務も、同じ仕事をしているのではないかと、ということも確かにありますが、私どもの方では、そういう職務の重要性等を割り振りしているつもりでありますので、なかなかそれを一般職同様の身分と給与にすることは、なかなか困難なところでございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 最後になります。一般職と同じくしてくれとか申し上げませんが、やっぱり支所との連携の中で、現実的にそういう臨時・嘱託の方々も現におるということだけは認識しなければならないし、やっぱりそういうことに対して救って行くことも、我々市民目線で見ると、当然だと思っています。ですからそこは早急に市長なりと協議した中で、善後策考えるのも私は今の時期としては必要だと思いますので、あえて申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 総務部長。

○総務部長（今野功成） この件に関しましては、委員ご指摘のとおりですが、全国的にその最低賃金ギリギリのところでは雇用しているとか、ワーキングプアというような表現もされるなど、公的機関では、雇用を募集すると、応募が集まるというような状況もあるということで、全国的にそういう状況の賃金が低い状況の臨時的雇用が多くありますので、これについては、今後検討させていただきながら、平成32年度以降の手当支給も含めた改善を検討して参ります。

○委員長（金谷道男） はい、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第149号「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第150号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。関連がありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 異議ないようですので、一括して上程させていただきます。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長(福原勝人) それでは、議案第149号「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」並びに議案第150号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は、16ページから19ページまでとなります。本2案は、一般職の給与改定に倣いまして、市議会議員、正副市長、教育長、並びに常勤監査委員の12月期の期末手当を0.05月分引き上げるものであります。また、平成30年度におきましては、一般職と同様に期末手当の支給配分の見直しを行うものであります。施行は平成29年度改定については、公布の日から、平成39年度改定については、敗勢30年4月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長(金谷道男) 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本2件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 議案第153号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤義之） おはようございます。委員会に同席しております職員を、はじめに紹介させていただきます。進藤主幹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第153号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第9号）のうち、議会費の歳出に係わる補正内容について説明させていただきます。資料No.2補正予算書の9ページでございます。1款1項1目議会費7事業、議員報酬、期末手当及び共済費は176万9千円の補正でございます。内容でございますけれども、当初予算において、改選前、いわゆる9月分まででございますけれども、27人分で予算措置してございましたが、4月に補欠選挙が行われまして、1名分の報酬が不足することとなりました。また、先ほど総務課長から議案第149号の説明のとおり、議員の期末手当について、支給月数を現行の100分の325から100分の330に改定しまして、その増額分に係わる額を補正しようとするものでございます。議長、副議長、議員毎に期末手当に係わる差額分を算定し、先ほどの不足分を合わせまして176万9千円となるものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、総務課所管分について、ご説明申し上げます。資料は同じくNo.2の補正予算書12月補正の①の19ページに特別職、それから20ページと21ページに一般職の給与費明細を記載しております。また、資料No.2-1の主な事業の説明書の1ページも併せてご覧いただきたいと存じます。今般の補正は、先程来申し上げておりますとおり、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正であります。はじめに、一般職の職員人件費について、ご説明申し上げます。主な事業の説明書の1ページをご覧いただきたいと思っております。表の一番下の4番の欄をご覧いただきます。一般会計に計上している職員数につきましては、括弧書きにしております再任用職員も含めまして、当初予算と比較し、1人増の766人となっております。また、主な増減理由につきましては、給料改定による所要額が544万円、給料以外の手当分が2,658万2千円となっております。摘要欄にあります。これによりまして、一般行政職における平均給料月額が633円増の31万2,843円となります。また、定期人事異動や共済組合費の負担率の改正のほか、採用や退職による増減で、所要額は1億2,154万7千円となっております。

補正予算書の19ページをご覧いただきたいと思います。次に、常勤特別職につきましては、12月期の期末手当の支給率を0.05月分加算し、それぞれ1.75月分とし、6月期と合わせますと3.3月分となるものであります。なお、給料も期末手当も最終的には減額補正となっておりますのは、副市長1名、それから常勤監査委員が4月と5月の2ヶ月間、空席であったことによるものであります。

以上で、総務課所管分の説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 次に、佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、市民課所管分について、ご説明いたします。

同じ補正予算書になりますけれども、12ページをお開き願います。4款衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金45万3千円の補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、後期高齢者医療特別会計における職員人件費が増となり、後期高齢者医療特別会計予算に不足が生じたため補正をするものであります。

以上、説明いたしました。よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 以上で、当局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 議案第154号、「平成29年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、第154号平成29年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開き願います。今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ751万5千円を追加し、補正後の予算総額を15億9,999万1千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書の歳出によりご説明いたしますので、29ページをお開き願います。1款総務費、1項1目9事業、職員人件費751万5千円の補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、職員7名分の給料271万4千円、職員手当等220万円、共済費260万1千円をそれぞれ補正するものでございます。

以上、ご説明いたしました但、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第155号、「平成29年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第155号平成29年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書の33ページになります。今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ187万1千円を追加し、補正後の予算総額を8億4,880万8千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書の歳出によりご説明いたしますので、39ページをお開き願います。1款総務費、1項1目9事業、職員人件費187万1千円の補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、職員3名分の給料86万3千円、職員手当等56万8千円、共済費44万円をそれぞれ補正するものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 以上で、本日、付託された事件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 24 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男